平成２５年（フ）第３２１号
栃木県宇都宮市泉が丘６丁目11番22号　ステップ泉ヶ丘101号、前住所栃木県宇都宮市西川田南１丁目30番12号
破産者　赤羽　章子
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１０８号
相模原市中央区横山台２丁目６番22号
破産者　有限会社大北起業
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１０９号
相模原市中央区横山台２丁目６番22号、商業登記簿上の本店所在地神奈川県厚木市下川入485番地４
破産者　株式会社ダイホクエンフォート
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１００号
三重県津市河芸町一色1201番地
破産者　前田　正彰
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３１１号
大津市和邇今宿156番地の８、開始決定時の住所大津市和邇今宿589番地
破産者　米田美智子
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４０号
山口県防府市大字田島1461番地の３　市住30棟513号
破産者　中原　　誠
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７５号
千葉県匝瑳市飯倉台10番地20やまとビル103
破産者　株式会社シューズスタジオ
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第６３０号
横浜市保土ケ谷区岩井町244番地
破産者　有限会社茜建装
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０６６号
神奈川県鎌倉市材木座６丁目８番４号
破産者　有限会社濱通信システム建設
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４０号
岐阜県多治見市大薮町1634番地の38、開始決定時の住所岐阜県多治見市大畑町大洞31番地の72
破産者　阿部　　正
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第７８号
愛知県一宮市木曽川町門間字東島海38番地２サンキャッスルⅡ－１Ａ号
破産者　山口　博昭
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第９９号
愛知県豊橋市牧野町字北原16番地
破産者　溝口土木株式会社
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１０５号
愛知県豊橋市東脇３丁目15番地の３
破産者　有限会社東海文化社
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第９０号
沖縄県うるま市字平良川270番地
破産者　有限会社三興建設
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１７３号
愛知県一宮市今伊勢町宮後字西茶原38番地１
破産者　吉田　鈴男
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

破産手続終結

平成２３年（フ）第４４２号
埼玉県川口市大字新堀405番地の１
破産者　株式会社アミックス
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３１８号
千葉県佐倉市馬渡894番地１
破産者　佐藤　晶彦
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１００号
北九州市門司区東本町１丁目５番27号
破産者　有限会社大野屋商店
1　決定年月日　平成25年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１４３３号
愛知県春日井市町田町２丁目100番地
破産者　有限会社イーバン
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２１９号
神戸市東灘区向洋町中６丁目９番地
破産者　株式会社インターローブ
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部